

2025 年 7 月吉日

保険薬局各位

一般財団法人倉敷成人病センター
診療支援部薬剤科

院外処方における変更調剤後の情報提供について
(一般名処方調剤後の FAX 報告の要否)

拝啓

平素より、当院の院外処方箋の応需に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当院におきまして令和 6 年 10 月 1 日より一般名処方を開始しておりますが、
厚生労働省通知(①平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号及び②平成 24 年 4 月 20 日事務
連絡)を参考に、以下の対応とすることにいたしました。ご協力をお願いいたします。

敬具

記

対応：以下について保険薬局からの報告は不要とする

(電子カルテに文書の取り込みを行わない)

- ・ 一般名処方調剤報告

参考：①変更調剤の報告

保険薬局において、銘柄名処方に係る処方薬について後発医薬品（含量規格が異なるもの及び類似する別剤形のものを含む。）への変更調剤を行ったとき又は一般名処方に係る処方薬について調剤を行ったときは、調剤した薬剤の銘柄（含量規格が異なる後発医薬品を調剤した場合にあっては含量規格を、類似する別剤形の後発医薬品を調剤した場合にあっては剤形を含む。）等について、当該調剤に係る処方せんを発行した保険医療機関に情報提供すること。ただし、当該保険医療機関との間で、調剤した薬剤の銘柄等に係る情報提供の要否、方法、頻度等に関してあらかじめ合意が得られている場合は、当該合意に基づいた方法等により情報提供を行うことで差し支えない。

②一般名処方調剤報告について

カルテには、できるだけ詳しい情報を記載しておくことが望ましいと思うが、一般名を記載した処方せんを発行した場合に、実際に調剤された薬剤の銘柄等について保険薬局から情報提供があった際に、薬剤の銘柄等を改めてカルテに記載しなければならないのか。

(答) 改めてカルテに記載する必要はない。発行した処方せんの内容がカルテに記載されていればよい。

お問い合わせは診療支援部 薬剤科 (TEL 086-422-2111) までお願いいたします。

以上